

告 示

埼玉県告示第三十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三十一年一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県秩父市浦山字井戸入三〇二四の二、三〇二四の三
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため